

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の概要と実務への影響

金融庁企画市場局市場課
市場企画調整官

渡部唯一 Yuichi Watanabe

専門官

茂木 翔 Sho Motegi

前金融庁企画市場局市場課
課長補佐

村井咲音 Sakine Murai

金融庁企画市場局企業開示課
課長補佐

山口純平 Junpei Yamaguchi

開示企画調整官

鳥屋尾大介 Daisuke Toyao

課長補佐

伊神智江 Chie Ikami

2026年7月15日、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案が成立し、同月23日に公布された（令和8年法律第64号。以下、この法律を「本法」という。）。本法では、我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、暗号資産、サステナビリティ情報の開示・保証、スタートアップへの資金供給、不正取引規制等に関する制度が整備され、原則として公布後1年以内に施行される¹。以下、本法について概説する。なお、本稿において意見にわたる部分は、いずれも筆者らの個人的見解である。

I 暗号資産に係る規制の見直し

1 背景と概要

従来、暗号資産は、決済手段の観点から資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）で規制されてきたものの、足下では投資対象化の進展が見られる。

例えば、金融庁で実施したアンケート調査（2024年7月公表）では、投資経験者の暗号資産保有率は7.3%と、FX取引や社債などよりも高い状況となっている²。また、業界団体のアンケート調査では、暗号資産の取引動機について、約87%が長期的な値上がりを期待していると回答しており、送金利用目的は10%程度にとどまっている状況である³。

加えて、国内の機関投資家でも、暗号資産への投資意欲が高まっているとの調査結果もある⁴。

1 本法の施行時期は改正事項ごとに異なり、主な事項については以下のとおり（本法附則1条）。暗号資産に係る規制の見直し（本稿Ⅰ）は、公布後1年以内に施行される。企業のサステナビリティ情報の開示・保証（同Ⅱ）及びスタートアップ・成長企業への成長資金の供給促進（同Ⅲ）に関する改正事項は、2027年4月1日に施行される。有価証券に関する不正取引規制等の見直し（同Ⅳ）に係る改正事項は、原則として公布後1年以内に施行される。ただし、有価証券に関する不正取引規制等の見直しのうち、無登録業に対する罰則の引上げ等に係る規定は、2026年8月12日に施行されているほか、犯則調査手続のデジタル化に係る規定は2027年10月1日に施行される。

2 金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」（2024年7月5日公表）

3 日本暗号資産ビジネス協会「2023年度税制改正に関する要望書」添付2.「暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果」

4 野村ホールディングス・Laser Digital Holdings AG「デジタルアセットの投資動向に関する機関投資家調査2024」（2024年6月公表）